

	問	答
1	Q: 対象となる事業者は県内の企業に限るか？	A: 「県内に本社又は営業所のある事業者」を対象としますが、その他知事が認める者として、県外事業者も「県内で事業を営み、以下①②のいずれかを満たす場合」に限り対象とします。 ① 県内事業者と共同申請を行う県外事業者 ② 県内で宿泊施設または観光施設を運営する県外事業者
2	Q: 観光協会は補助対象事業者として認められるか？	A: 令和6年度事業において、補助対象事業者に含みます。
3	Q: 事業収入とは？	A: 本事業実施にあたってのモニター参加費等の参加者負担部分の実費です。商品を実際に販売された後の収入は含みません。申請時は見込みを記載し、実績報告時は、収入確定額を報告してください。また、補助対象経費は、支出から事業収入を差し引いた額を対象としますので、ご注意ください。
4	Q: 県内産品を活用した「お土産品」や「食事メニュー」の開発事業について対象になるか。	A: 本事業の主たる目的は、観光客向けの、宿泊プラン開発、着地型旅行商品開発、周遊プラン開発ですので、「お土産品」や「食事メニュー」のみ単体での商品・メニュー開発は対象となりません。ただし、観光客向けの体験プログラム等を盛り込んだ旅行商品に付属するお土産品開発や食事メニュー開発に係る費用は、補助対象となる場合があります。